

豊中市木造住宅耐震改修補助制度について

平成 18 年 1 月に耐震改修促進法が改正され、地震による人的・物的な被害の軽減を図ることを目的として、平成 20 年 3 月に住宅・建築物耐震改修促進計画を定めたところです。

この計画に沿って、木造住宅の耐震改修を促進するため、木造住宅耐震改修補助制度（平成 20 年 4 月 1 日実施）を設けていますが、平成 23 年 4 月 1 日よりこの補助制度の内容が変わりますのでご案内申し上げます。

▼ 補助対象建築物

原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を受けて建築された地階を除く階数が 2 以下の木造住宅

▼ 補助対象耐震改修工事

耐震診断結果の数値（構造耐震指標を示す数値）が 1.0 未満の木造住宅について、次のいずれかに該当するもの

ア. 耐震改修工事後の当該数値を 1.0 以上まで高めるために実施する工事

イ. 耐震診断結果の数値が 0.7 未満の場合、耐震改修工事後の結果の数値が 0.7 以上、又は、2 階建て以上の住宅の 1 階部分の数値が 1.0 以上となる改修工事

ウ. シェルターの工法

国土交通省又は財団法人日本建築防災協会及びその他の公的機関（財団法人日本建築総合試験所、大学等の研究機関等）において、性能等（地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守ることができる居住空間の安全性）が確認された工法

▼ 補助対象者

木造住宅の所有者

ただし、所有者の前年の所得が 1,200 万円を超える場合は補助の対象外

▼ 補助対象経費

耐震改修工事に要した費用（耐震改修工事のための設計委託費用を含む。）

▼ 補助内容

耐震改修工事に要した費用の額の 2 分の 1 と※40 万円（ただし長屋又は共同住宅については※40 万円に戸数を乗じて得た額）のうちいずれか少ない額とする。

※ 収入分位 40% 以下の世帯（世帯収入が一月あたり 21.4 万円以下の世帯）の場合は 40 万円が 60 万円になります。

▼ 問合せ先

詳細については、豊中市 都市計画推進部 土地利用調整センター 建築審査課（TEL 06-6858-2422）にお問合わせください。